

週刊住宅

2021年(令和3年)11月22日号
NO. 2984 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円 本体・送料込み(税込み19,980円)

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネッツ流 新・大家実践塾

2 「権利証よりも失くしたら大変なもの」

不動産を売るときに、権利証があるかを探す方は多いが、その不動産を買った時の売買契約書を気にする方は少ないように思う。

しかし、実は権利証よりも買った時の売買契約書のほうが大事。不動産を売った時に利益が出た場合には、その利益に対して譲渡所得税が掛かる。この利益の計算をするにあたっては、いくらで買ったのが大事になる。2000万円で購入したものが5000万円に売れたら、3000万円の利益があり、それに課税されることになる。税率が20%ならば、6000万円の譲渡税が掛かることになる。

譲渡所得税対策で重要

譲渡所得税対策で重要

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。

譲渡税が掛かることになる。



kob_yashi@kantai.com

7

080・4196・116

330・5773 携帯

72 ファクス 045・

電話 0467・22・77

14F

川県鎌倉市大船2-19-35

鎌倉鑑定 小林雅裕

247-10056 神奈

約書はきちんと保管しておきたいところである。

使った時の金額を鑑定することになる。先

円の不動産鑑定書を付けて

確定申告することで、購入

円の不利益があることにな

り、譲渡税は950万円も

取られてしまうことになる

。それは、不動産鑑定を

使った時の金額を鑑定することになる。先

円の不利益があることにな

り、譲渡税は950万円も

取られてしまうことになる

。それは、不動産鑑定を